

登録教習機関の業務廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する同法第 49 条に規定する届出があったので、同法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 技能講習の業務を廃止する
登録教習機関の名称 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部
鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター |
| 2 | 技能講習の業務を廃止する
登録教習機関の住所 | 鳥取県米子市古豊千 520 |
| 3 | 技能講習の業務を廃止する
代表者 | センター長 山口哲男 |
| 4 | 廃止する技能講習の業務の
範囲 | 高所作業車運転技能講習 |
| 5 | 技能講習の業務を廃止する
年月日 | 令和 7 年 9 月 11 日 |

令和 7 年 10 月 3 日

鳥 取 労 働 局 長

